

佐渡市では8月の豪雨災害に対する支援を行います

◎佐渡市農地農業用施設単独災害復旧事業補助金

8月の豪雨により被害を受けた農地・農業用施設の復旧に要する経費を補助します。

○対象 令和7年8月に発生した豪雨により、農地（田、畑等）、または農業用施設（道路、水路、ため池等）が被災し、通常の維持管理による手直しでは復旧が不可能と認められるもの

○採択条件 **豪雨により**、農地、または農業用施設が被災し、耕作に支障が出ているもの

※明らかに豪雨による被害ではないと判断できるものは対象外となる場合があります

○補助率 農地（田、畑等） 50%（補助金の上限20万円）

農業用施設（道路、水路、ため池等） 65%（補助金の上限26万円）

○事業費 1事業当たり **10万円以上40万円以下**までを補助対象事業費とする

（例1）田の復旧に事業費30万円費用を要した場合・・・30万円×50%=補助金：15万円

（例2）水路の復旧に事業費100万円費用を要した場合・・・100万円×65%=補助金：26万円（上限）

※復旧に要する費用が40万円以上でも申請は可能です

○対象経費 団体（集落、営農団体）及び個人が、**業者へ復旧を委託した際に**要する経費を補助する（直営施工は対象外）

○申請期限 令和8年2月27日（金）

【申請・お問い合わせ】 佐渡市農林水産振興課 農村整備係 電話 0259-63-3761

【注意事項】 実施に際しては、交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります